

消費生活 相談

気付かぬうちに引き落としが…

「サブスクリプション」の請求にご注意ください

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

「サブスクリプション」とは、商品やサービスなどの一定期間の利用に対して、定額料金を支払う方式です。一般的に、一度契約すると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。店舗で申し込むものもありますが、インターネット上で申し込むものが多いのが特徴です。トライアル(体験)として、契約してから一定期間無料でサービスが受けられることがありますが、無料期間中に解約しないと定期的に定額料金が引き落とされてしまうため、注意が必要です。



相談事例

事例①…「動画配信サービス無料トライアル」の広告を見て申し込んだが、半年ほど入会したことを忘れていた。事業者に連絡をして退会したが、利用していなかったにもかかわらず、契約期間中の料金を支払うこととなった。

事例②…年会費5,000円で通販サイトの会員になっていたが、今までクレジットカードの明細を見ていなかったの、有料会員になっていた

ことを忘れていた。サイトに登録したメールアドレスが分からないため、解約できない。

事例③…ダイエットトレーニングアプリの広告を見て、アプリ会員の登録をした。アプリを削除すれば退会になると思っていたが、継続して課金されていた。



トラブルを防ぐには…

- ▽トライアル等の無料期間や、料金などの契約条件をよく確認する。
- ▽「事業者名」「サービス内容」「解約方法」をしっかりと確認してから契約する。
- ▽登録する際は、メールアドレスや電話番号、ID、パスワード等の登録情報を記録しておく。
- ▽利用していないサブスクリプションの支払いがないか、クレジットカード等の明細を毎月確認する。



トラブルに遭ったらすぐに相談を!

困ったときや不安を感じた場合は、一人で悩まずに、すぐに**消費生活センター(☎287-0858)**や**消費者ホットライン(☎188)**へ相談しましょう。

国民年金
だより
ご存じですか? 「国民年金保険料の免除・納付猶予制度」



国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和4年度は1万6590円/月)を納める必要があります。保険料を納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

保険料を納めることが難しい場合は、手続きにより免除を受けることができます。審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時と比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

令和4年度の免除・納付猶予の申請は、7月1日(金)から令和4年7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■保険料免除・納付猶予を申請するには
年金番号が確認できる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書等)が必要です。また、次の場合は必要書類をご用意ください。

▼失業による特例免除:雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)

▼学生納付特例制度:学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当(☎282局17111内線11311~11333)